



埼玉県報

第 694 号
令和 8 年(2026 年)
2 月 17 日
火曜日

目 次

規則

- 埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則（医療人材課）

告示

- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 田甲土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 河川予定地（一級河川忍川 下忍調節池）の指定（河川砂防課）
- 令和 8 年度第 1 回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 令和 8 年度第 2 回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 裁決手続開始の決定（収用委員会事務局）

雑報

- 主要農作物の県奨励品種等（生産振興課）

規 則

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七号

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

埼玉県立高等看護学院学則（昭和四十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2 前項の卒業の認定を受けた者は、学校教育法第三百三十一条の二の規定に基づき、専門士と称することができる。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

（学校評価）

第三十条 学院は、学校教育法第三百三十二条の二第一項の規定に基づき、その教育水準の向上に資するため、学院長の定めるところにより、学院の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 学院は、前項に規定する状況について、学院に係る教育に関し知見を有する者その他の学院の関係者（学院の職員を除く。）による評価を受け、その結果を公表するものとする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和八年二月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

特定非営利活動法人市民シアター・エフ

二 代表者の氏名

小林 真

三 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市深谷町九番十二号

四 更新後の認定の有効期間

令和八年二月一日から令和十三年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第百十二号

東松山市から東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和八年二月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、田甲土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年二月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
理 事	井 口 桂 司	埼玉県比企郡吉見町大字田甲千四百九十五番地

告 示

埼玉県告示第百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前三二六番三、三四六番六

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

道路用地とするため

告 示

埼玉県告示第百十五号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県行田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 河川の名称

利根川水系忍川

二 指定する土地

下忍調節池

右岸 行田市大字樋上字青柳五八六番一から

右岸 行田市大字堤根字青柳通三四番一までの区間で、別添図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（河川区域を除く。）

（別添図面省略）

埼玉県警察本部告示第28号

令和8年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、令和8年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、令和8年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験社会人経験者Ⅰ類、令和8年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験社会人経験者Ⅱ類、令和8年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類、令和8年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類、令和8年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類及び令和8年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類を次のとおり実施する。

令和8年2月17日

埼玉県警察本部長 野 井 祐 一

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 令和8年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類

教養試験枠	男性	109人
基礎能力検査枠	男性	14人
教養試験枠	女性	29人
基礎能力検査枠	女性	3人

(2) 令和8年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類

教養試験枠	男性	64人
基礎能力検査枠	男性	6人
教養試験枠	女性	17人
基礎能力検査枠	女性	2人

(3) 令和8年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験社会人経験者Ⅰ類

8人

(4) 令和8年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験社会人経験者Ⅱ類

4人

(5) 令和8年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類

中国語	2人
ベトナム語	4人

(6) 令和8年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類

柔道 1人

剣道 2人

(7) 令和8年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類

2人

(8) 令和8年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類

2人

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者
- (4) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試 験 区 分	学 歴	年 齢
I 類 国 際 捜 査 I 類 武道・体育指導Ⅰ類 サイバー犯罪捜査Ⅰ類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和9年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成3年4月2日以降に生まれた者
社会人経験者Ⅰ類	1 学校教育法による大学を卒業の者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	
Ⅱ 類 サイバー犯罪捜査Ⅱ類	I 類に該当しない者（高等学校を卒業見込みの者を除く。）	平成3年4月2日から平成21年4月1日まで生まれた者
社会人経験者Ⅱ類	I 類に該当しない者（短期大学、専修学校又は高等学校を卒業見込みの者を除く。）	

イ その他

社会人経験者Ⅰ類	民間企業等において連続して2年以上同一の勤務先で職務経験を有している者
社会人経験者Ⅱ類	
国際捜査Ⅰ類	語学（受験言語）に堪能な者
武道・体育指導Ⅰ類	柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段（大学卒業見込みの者にあつては三段）以上の者
サイバー犯罪捜査Ⅰ類 サイバー犯罪捜査Ⅱ類	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験を除く。）に合格している者及び合格する見込みの者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する者及び有する見込みの者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 試験種目

(ア) Ⅰ類及びⅡ類

教養試験又は基礎能力検査及び論文（作文）試験とする。

なお、論文（作文）試験の評価は第2次試験において行う。

(イ) 社会人経験者Ⅰ類及び社会人経験者Ⅱ類

論文試験とする。

(ウ) 武道・体育指導Ⅰ類

教養試験及び論文試験とする。

なお、論文試験の評価は第2次試験において行う。

(エ) 国際捜査Ⅰ類、サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類

専門試験Ⅰ及び論文（作文）試験とする。

なお、論文（作文）試験の評価は第2次試験において行う。

イ 加点

Ⅰ類又はⅡ類を受験する者のうち、第1次試験当日において次表に掲げる資格等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

資格・経歴区分	種 別	試験名称等	加点対象基準
---------	-----	-------	--------

武 道	空 手 道	全日本空手道連盟認定	初段以上
	日本拳法	日本拳法全国連盟認定	
	柔 道	講道館認定	
	剣 道	全日本剣道連盟認定	
	合 気 道	合気会認定	
情 報	情報処理	独立行政法人情報処理推進機構が実施する 経済産業省認定の情報処理技術者試験及び 情報処理安全確保支援士となる資格	左記の試験に 合格し、又は 資格を有する もの
財 務	財 務	日商簿記検定	2 級以上
語 学	英 語	実用英語技能検定	2 級以上
		TOE I C (※)	600点以上
		TOE F L (i B T) (※)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C 級以上
	中 国 語	中国語検定試験	3 級以上
		漢語水平考試 (H S K)	4 級以上
		中国語コミュニケーション能力検定試験	400点以上
	韓 国 語	ハングル能力検定試験	準 2 級以上
		韓国語能力試験	4 級以上
	ベトナム語	実用ベトナム語技能検定試験	4 級以上
経 歴	スポーツ経歴	国民スポーツ大会（旧国民体育大会）、 全日本学生選手権大会、全国高等学校総 合体育大会、全国高等学校野球選手権大 会、全国高等学校選抜等大会及び選抜高 等学校野球大会	中学校を卒業 後に、左記の いずれかの大会に選手として出場経験が あり、その証 明ができるも の

※ 第1次試験日から過去2年以内に実施された試験のスコアを有効とする。

(2) 第2次試験

ア 試験種目

(ア) I類、II類及び武道・体育指導I類

身体検査、体力検査及び人物試験①とする。

(イ) 社会人経験者I類及び社会人経験者II類

身体検査、体力検査並びに人物試験①及び人物試験②とする。

(ウ) 国際捜査I類、サイバー犯罪捜査I類及びサイバー犯罪捜査II類

身体検査、体力検査、人物試験①及び専門試験IIとする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第 一 次 試 験	4月26日(日)	埼玉県内のいずれかの施設で行う。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲載する。	5月15日(金)午前10時とする。ただし、社会人経験者I類及び社会人経験者II類の者は、5月21日(木)午前10時とする。	合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに掲載日の午前10時から7日間掲示する。
第 二 次 試 験	5月22日(金)から5月25日(月)までのいずれか1日及び6月6日(土)から7月4日(土)までのいずれか1日に、埼玉県警察学校で行う。ただし、1都6県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県)以外に居住する者のうち希望するものは、身体検査に代えて医療機関で実施した健康診断結果を埼玉県警察採用センターに提出することができる。		8月12日(水)午前10時とする。	

	詳細は、別途埼玉県警察ホームページ に掲示する。	
--	-----------------------------	--

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和8年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）の例は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て）	
I 類 社会人経験者 I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	304,000円	
II 類 社会人経験者 II 類 サイバー犯罪捜査 II 類	短期大学・専門学校卒	293,500円
	高 校 卒	278,900円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和8年10月1日（木）以降の予定である。ただし、I 類の大学卒業見込者、国際捜査 I 類、武道・体育指導 I 類、サイバー犯罪捜査 I 類及びサイバー犯罪捜査 II 類は、令和9年4月1日（木）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

試験案内は、令和 8 年 2 月 18 日（水）から配布する。

また、埼玉県警察ホームページにおいて、令和 8 年 2 月 18 日（水）から閲覧及びダウンロードが可能となる。

(2) 申込方法

インターネットにより、埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

(3) 受付期間

令和 8 年 2 月 18 日（水）午前 9 時から 3 月 27 日（金）午後 5 時までの間

(4) その他

インターネットで申込みができない場合は、埼玉県警察採用センター宛て問い合わせること。

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

埼玉県警察本部告示第29号

令和8年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、令和8年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、令和8年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験社会人経験者Ⅰ類、令和8年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験社会人経験者Ⅱ類、令和8年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類、令和8年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類及び令和8年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類を次のとおり実施する。

令和8年2月17日

埼玉県警察本部長 野 井 祐 一

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 令和8年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類

教養試験枠	男性	48人
基礎能力検査枠	男性	7人
教養試験枠	女性	13人
基礎能力検査枠	女性	3人

(2) 令和8年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類

教養試験枠	男性	93人
基礎能力検査枠	男性	3人
教養試験枠	女性	25人
基礎能力検査枠	女性	2人

(3) 令和8年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験社会人経験者Ⅰ類

5人

(4) 令和8年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験社会人経験者Ⅱ類

3人

(5) 令和8年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類

柔道	1人
剣道	1人

(6) 令和8年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類

1人

(7) 令和8年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類

1人

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者
- (4) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試 験 区 分	学 歴	年 齢
I 類 武道・体育指導Ⅰ類 サイバー犯罪捜査Ⅰ類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和9年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成3年4月2日以降に生まれた者
社会人経験者Ⅰ類	1 学校教育法による大学を卒業の者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	
Ⅱ 類 サイバー犯罪捜査Ⅱ類	I類に該当しない者	平成3年4月2日から平成21年4月1日まで生まれた者
社会人経験者Ⅱ類	I類に該当しない者（短期大学、専修学校又は高等学校を卒業見込みの者を除く。）	

イ その他

社会人経験者Ⅰ類	民間企業等において連続して2年以上同一の勤務先で職務経験を有している者
社会人経験者Ⅱ類	
武道・体育指導Ⅰ類	柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段（大学

	卒業見込みの者にあつては三段)以上の者
サイバー犯罪捜査Ⅰ類 サイバー犯罪捜査Ⅱ類	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験(情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験を除く。)に合格している者及び合格する見込みの者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する者及び有する見込みの者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 試験種目

(ア) Ⅰ類及びⅡ類

教養試験又は基礎能力検査及び論文(作文)試験とする。

なお、論文(作文)試験の評価は第2次試験において行う。

(イ) 社会人経験者Ⅰ類及び社会人経験者Ⅱ類

論文試験とする。

(ウ) 武道・体育指導Ⅰ類

教養試験及び論文試験とする。

なお、論文試験の評価は第2次試験において行う。

(エ) サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類

専門試験Ⅰ及び論文(作文)試験とする。

なお、論文(作文)試験の評価は第2次試験において行う。

イ 加点

Ⅰ類又はⅡ類を受験する者のうち、第1次試験当日において次表に掲げる資格等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

資格・経歴区分	種 別	試験名称等	加点対象基準
武 道	空 手 道	全日本空手道連盟認定	初段以上
	日本拳法	日本拳法全国連盟認定	
	柔 道	講道館認定	
	剣 道	全日本剣道連盟認定	

	合 気 道	合気会認定	
情 報	情 報 処 理	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士となる資格	左記の試験に合格し、又は資格を有するもの
財 務	財 務	日商簿記検定	2 級以上
語 学	英 語	実用英語技能検定	2 級以上
		T O E I C (※)	600点以上
		T O E F L (i B T) (※)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C 級以上
	中 国 語	中国語検定試験	3 級以上
		漢語水平考試 (H S K)	4 級以上
		中国語コミュニケーション能力検定試験	400点以上
	韓 国 語	ハングル能力検定試験	準 2 級以上
		韓国語能力試験	4 級以上
	ベトナム語	実用ベトナム語技能検定試験	4 級以上
経 歴	スポーツ経歴	国民スポーツ大会（旧国民体育大会）、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校選抜等大会及び選抜高等学校野球大会	中学校を卒業後に、左記のいずれかの大会に選手として出場経験があり、その証明ができるもの
※ 第 1 次試験日から過去 2 年以内に実施された試験のスコアを有効とする。			

(2) 第 2 次試験

ア 試験種目

(ア) I 類、II 類及び武道体育・指導 I 類

身体検査、体力検査及び人物試験①とする。

(イ) 社会人経験者 I 類及び社会人経験者 II 類

身体検査、体力検査並びに人物試験①及び人物試験②とする。

(ウ) サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類

身体検査、体力検査、人物試験①及び専門試験Ⅱとする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	9月6日（日）	埼玉県内のいずれかの施設で行う。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲載する。	9月24日（木）午前10時とする。ただし、社会人経験者Ⅰ類及び社会人経験者Ⅱ類の者は、10月2日（金）午前10時とする。	合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。
第二次試験	10月3日（土）又は10月5日（月）のいずれか1日及び10月17日（土）から11月7日（土）までのいずれか1日に、埼玉県警察学校で行う。ただし、1都6県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県）以外に居住する者のうち希望するものは、身体検査に代えて医療機関で実施した健康診断結果を埼玉県警察採用センターに提出することができる。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲載する。		12月21日（月）午前10時とする。	

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和8年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）の例は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給 (100円未満切捨て)	
I 類 社会人経験者 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	304,000円	
II 類 社会人経験者 II 類 サイバー犯罪捜査 II 類	短期大学・専門学校卒	293,500円
	高 校 卒	278,900円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和9年4月1日（木）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

試験案内は、令和8年2月18日（水）から配布する。

また、埼玉県警察ホームページにおいて、令和8年2月18日（水）から閲覧及びダウンロードが可能となる。

(2) 申込方法

インターネットにより、埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

(3) 受付期間

令和8年7月6日（月）午前9時から8月14日（金）午後5時までの間

(4) その他

インターネットで申込みができない場合は、埼玉県警察採用センター宛て問い合わせること。

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル (0120-373514)

告 示

埼玉県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和八年二月十七日

埼玉県収用委員会会長 山崎 祐史

一 事件番号

埼玉県収用委員会令和七年度第一号

二 起業者の名称及び所在地

国土交通大臣 金子 恭之

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

三 事業の種類

一般国道十七号改築工事（本庄道路・埼玉県児玉郡上里町大字金久保地内）及びこれに伴う町道付替工事

四 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

1 所在 埼玉県児玉郡上里町大字金久保

地番 千百四十五番

地目 登記簿 畑

現 況 田

地積 登記簿 二千八百九十二平方メートル

実 測 二千九百・八〇平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 四百四・四八平方メートル

2 所在 埼玉県児玉郡上里町大字金久保

地番 千百六十一番

地目 登記簿 畑

現 況 田

地積 登記簿 三千百八十平方メートル

実 測 三千百八十六・四二平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 千六百七・三四平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

南雲 富士雄

埼玉県児玉郡上里町大字金久保千二百五十三番地一

ただし、土地登記簿上の住所 埼玉県児玉郡上里町大字金久保千六百九番地

六 裁決手続の開始を決定した日

令和八年二月十二日

雑 報

主要農作物の県奨励品種等について次のとおり公表する。

令和八年二月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 奨励品種・準奨励品種への区分変更

水稻うるち「えみほころ」

「彩のかがやき」からの全面的な切り替えを進め、作付拡大を奨励するため、認定品種から奨励品種に区分変更する。

二 奨励品種・準奨励品種の廃止

はだか麦「イチバンボシ」

既に作付がほとんど見られず、今後も生産数量が増加する見通しはないことから、奨励品種から廃止する。